第十五号様式（第二十四条第二項）

自己情報不訂正決定通知書

第号

年月日

様

千葉県知事　　　　　　　　印

年　　月　　日付けの訂正請求について、千葉県個人情報保護条例第33条　　　第2項の規定により、次のとおり訂正をしないことを決定したので通知します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 訂正請求に係る個人情報を記録する行政文書の件名 | |  |
| 訂正請求の趣旨 | 訂  正  前 |  |
| 訂  正  後 |  |
| 訂正をしない理由 | |  |
| 担当課（所） | | 電話番号（　　　）　　　－ |

教示

１　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、千葉県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

２　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、千葉県を被告として（訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。